江上町市有地の公民連携による有効活用に係るサウンディング型市場調査(その2)実施要領

1. 調査の目的等

現在、江上町には機能移転後の旧保健所庁舎と旧江上庁舎がありますが、いずれも耐震性能が不足しているため令和5年度から6年度にかけて解体撤去する予定です。一方、隣接する市営江上町住宅(以下、「江上町住宅」)は、第2次西宮市営住宅建替計画において集約建替を行う団地として位置づけられています。

こうしたことから、市営住宅の集約建替を効率的に進めるため、旧庁舎解体後の保健所跡地において江上町住宅を建て替えることとし、残る江上庁舎跡地及び建替え移転後の江上町住宅跡地については、財源確保を目的とした公民連携による一体的な利活用を基本としつつ、地域貢献にもつながる活用策を検討していく必要があると考えています。

本サウンディング調査(以下、「本調査」)は、これら市有地の有効活用の可能性について、昨年の2月から5月にかけて実施した調査に続き、関連する民間事業者のみなさまから対話を通じてご意見等を伺い、改めて市場性等を把握したうえで、より効果的で実現性の高い活用方針・公募条件等の検討につなげていくことを目的としています。

2. 対象地の状況

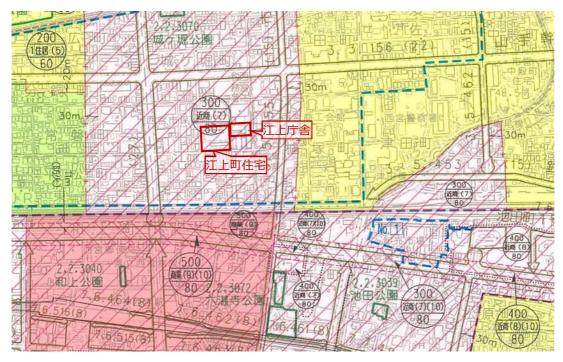
(1) 対象地位置図



	江上庁舎	江上町住宅
所在地	江上町 26-3	江上町 29
敷地面積	1,339.11 m ²	3,677.83 m ²

(2) 敷地条件

	江上庁舎	江上町住宅	
用途地域等	近隣商業地域、第7種高度地区、準防火地域		
	容積率:300%、建ペい率:80%		
地区計画	安井地区(中部市街地内層地区)		
開発規制	教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱による「 <mark>特別監視地区</mark> *」		
	(安井小学校区): 容積率が 300%の対象地では、戸数が「開発区域の面積÷35		
	m'」あるいは「73 戸」のいずれか少ない方の戸数を超える住宅開発を抑制		
	※令和5年4月より、地区指定が準受入困難	#地区から緩和されています。	
日影規制	なし		
前面道路	北側(市道西 459 号線): 幅員 6.0m~6.7m		
	東側(市道西 463 号線): 幅員 5.6m~5.9m		
	南側(市道西 461 号線): 幅員 6.5m~	·6.6m(うち歩道 1.5m)	
	西側(市道西 464 号線): 幅員 5.9m~	6.3m	
	すべて建築基準法第42条1項1号に該当		
	南側道路(市道西 461 号線)は安井小学校の通学路		



なお、敷地内に現在存在している建物の現況は以下の通りです。

江上庁舎	江上庁舎	RC 造 地上 4 階建 1,811.62 ㎡ 1976 年築
	倉庫	LS 造 平屋建て 121.00 ㎡ 1998 年築
江上町住宅	1・2号棟	RC 造 地上 4 階建 2 棟 1,987.37 ㎡ 1954 年築
	物置	CB 造 平屋建て2棟 151.17 ㎡ 1963 年築
	ポンプ室	RC 造・木造 平屋建て 3 棟 14.07 ㎡ 1954 年築
	物置	LS 造 平屋建て 5 棟 28.86 ㎡ 1967~1977 年築

3. 土地利用の基本的な考え方

対象地のある安井小学校区が本市の教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱において「特別監視地区」に指定されていることに留意いただき、財源の確保とあわせて、地域と調和し、地域に貢献する取組(一定規模以上の公園・広場機能やコミュニティスペースの確保等)をご検討いただきたいと考えています。

4. サウンディング型市場調査での対話内容(予定)

昨年の調査同様、下記の内容を含む土地の利活用イメージや事業化の課題・条件、参入意向等についてご意見等をお伺いします。

【主な対話内容】

- ①土地の利活用イメージ等
 - ・事業スキーム、土地利用イメージ
 - 対象地の市場性
- ②事業化の課題・条件等
 - ・事業化にあたっての課題、条件
 - ・行政に期待する事項
- ③その他
 - ・対象地における地域貢献の取組 など

5. 参加条件

(1) 対象者

本調査に参加できる事業者は、対象地における事業に参画する意向のある法人又は法人のグループとします。ただし、対話に参加した方に今後の事業への応募を義務づけるものではありません。

(2) 参加除外要件

次のいずれかに該当する方は、本調査に参加することはできません。

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ・破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者
- ・会社更生法(昭和 14 年法律第 154 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ・民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当する団体又は団体に属する者

6. スケジュール・調査の進め方

実施要領等の公表	令和5年4月3日(月)
参加申込	4月25日(火)まで
質問受付	4月25日(火)まで
対話の実施	5月16日(火)~5月19日(金)予定
対話の実施 (2回目:希望者のみ)	7月上旬
実施結果概要の公表	8月下旬

(1)参加申込

本調査へ参加を希望される方は、参加申込書(様式1)に必要事項を記入し、申込期限までに下記の連絡先Eメールアドレスまでご連絡ください。なお、送信にあたり、件名は「江上町サウンディング参加申込」としてください。

<申込期限> 令和5年4月25日(火)17時まで

〈連絡先〉 西宮市役所政策推進課(施設・まちづくり担当)

E-mail; saihaichi@nishi.or.jp

(2) 参加に係る質問受付及び回答

本調査について質問等がある場合は、質問書(様式2)に必要事項を記入し、受付期間内に下記の 連絡先Eメールアドレスまでご連絡ください。なお、送信にあたり、件名は「江上町サウンディング に係る質問」としてください。

<送付期限> 令和5年4月25日(火)17時まで

〈連絡先〉 西宮市役所政策推進課(施設・まちづくり担当)

E-mail; saihaichi@nishi.or.jp

すべての質問及び回答をまとめたものを令和5年5月10日(水)に本市ホームページ上に掲載します。本調査についての補足等が掲載されることもありますので、質問の有無にかかわらず、ご確認ください。

(3) 対話の実施

参加申込書受領後、日程調整の上、実施日時及び場所等をEメールにて連絡します。調整の結果、 希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

<日 時> 令和5年5月16日(火)から5月19日(金)まで

2回目:令和5年7月上旬(予定) ※希望者のみ

<時 間> 上記日時のうち1時間程度

<その他> 対話に出席する人数は、1グループにつき原則6名以内としてください。

参加のために特別な資料等を作成していただく必要はありませんが、資料等をご用 意いただく場合は、当日、5部ご用意ください。

(4) 実施結果概要の公表

対話の際にいただいたご意見等は概要としてとりまとめ、後日公表します。公表にあたっては、 参加された事業者に内容を事前に確認します。また、参加事業者の名称は公表しません。

(5) その他留意事項

- ①参加及び対話内容の取り扱い
 - ・対話での発言は、市、事業者ともに想定のものとし、今後の事業を拘束するものではありません。
 - ・対象地での事業公募を行う場合において、本調査への参加実績が応募の条件となることはありません。また、優位性を持つものでもありません。

②追加対話

- ・必要に応じて追加対話及び文書照会・アンケート等を実施させていただくことがありますので、 ご協力をお願いします。
- ③対話に関する費用負担
 - ・本調査への参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- ④事業者の公募について
 - ・対象地の活用に係る事業者公募等については、本調査の結果やその他市の事情により、実施し ない場合があります。

7. 申込先・連絡先

西宮市役所 政策局 政策総括室 政策推進課 (施設・まちづくり担当)

住所:西宮市六湛寺町10-3

電話:0798-35-3478 Fax:0798-23-3084

E-mail: saihaichi@nishi.or.jp

